

東日本大震災復旧支援融資のご案内

災害復旧費（特別災害）

1. 融資対象

● 対象となる学校法人等

- 学校法人
- 準学校法人
- 学校法人及び準学校法人以外で私立学校を設置する法人等

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

● 対象となる学校

東日本大震災により被災した次の学校

- 私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園）
- 私立専修学校
- 私立各種学校（修業年限が2年以上の場合に限ります）

● 対象となる事業

激甚災害の指定に基づき国から補助金の交付を受けた災害復旧事業及び学校法人又は準学校法人が設置する私立専修・各種学校のうち、国からの補助金の交付を受けた災害復旧事業

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	<p>○6年目以降の金利は契約日によって異なります。 最新の金利は事業団ホームページにてご確認ください。</p> <p>○例として、下記は平成25年4月契約の場合です。 1～5年目：無利息 6～7年目：0.3% 8年目以降：0.5%</p> <p>○金利は契約時に固定されます。</p>
償 還 方 法	25年（うち据置5年以内）以内の元金均等返済
融 資 額	<p>原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資の上限額となります。</p> <p>①事業査定額：補助金の額と同額以内 ②資産査定額：正味資産（貸借対照表の総資産－総負債）の40% ※事業団の既借入分を差し引きません。 ③担保査定額：担保物件評価額の80%以内</p>
担 保	原則として土地及び建物 （事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です）
連 帯 保 証 人	原則として不要

東日本大震災復旧支援融資のご案内

災害復旧費（一般災害）

1. 融資対象

● 対象となる学校法人等

- 学校法人
- 準学校法人
- 学校法人及び準学校法人以外で私立学校を設置する法人等

※ただし、事業団借入金の償還金（利息、延滞金を含む）を滞納している法人、紛争、法令違反などの状態にある法人等は、原則として対象とはなりません。

● 対象となる学校

東日本大震災により被災した次の学校

- 私立学校（大学、短期大学、高等専門学校、高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特別支援学校、幼稚園）
- 私立専修学校
- 私立各種学校（修業年限が2年以上の場合に限ります）

● 対象となる事業

特別災害以外の災害復旧事業

（市区町村長又は消防署長の「罹災証明書」又は「被災証明書」（ともにコピー可）が必要です）

2. 融資条件

区 分	内 容
融 資 金 利	<p>○6年目以降の金利は契約日によって異なります。 最新の金利は事業団ホームページにてご確認ください。</p> <p>○例として、下記は平成25年4月契約の場合です。 1～5年目：無利息 6～7年目：0.3% 8年目以降：0.5%</p> <p>○金利は契約時に固定されます。</p>
償 還 方 法	25年（うち据置5年以内）以内の元金均等返済
融 資 額	<p>原則として、次の①～③の中で最も低い額が融資の上限額となります。</p> <p>①事業査定額：原形復旧査定事業費の80%以内 ②資産査定額：正味資産（貸借対照表の総資産－総負債）の30% ※事業団の既借入分を差し引きません。 ③担保査定額：担保物件評価額の80%以内</p>
担 保	原則として土地及び建物 （事業団を第一順位とする抵当権の設定が必要です）
連 帯 保 証 人	原則として不要